

2010年6月23日（水）

二次訴訟・控訴審判決日のスケジュール

1：00 裁判所正面入り口内集合（役員打合せ）

1：20 812号法廷入り口（参加者に参考資料配布）

1：30 東京高等裁判所 812号法廷

閉廷後、報道関係者が判決結果表示を待っているので、参加者全員は、裁判所正面（桜田通り）から外へ出る。（誘導＝山本）

外務省・情報公開室へ 吉澤、太田、山田（昭）、梁、小竹
岡田大臣に対する「審査会への諮問要請書」提出

2：00 ~ 4：30

弁護士会館 1002号室

記者会見＆報告集会

司会 山本

1. 記者会見

判決内容報告（東澤弁護士）

質疑応答

インタビューへの対応

（吉澤、太田、李金珠、山田（昭）、梁）

2. 報告集会（張弁護士）

判決評価

質疑応答

「審査会への諮問要請書」提出について、他

5：00 ~

弁護士会館内 中国料理・鳳鳴春（03-3506-8693）

懇親会（担当＝山田（恵））

各訴訟と開示された文書の内容 二次訴訟は網掛け部分

開 示		開示回数		頁数	文書数	内 訳		
年	月 日					開示	不開示	部分開示
06	8月17日	一次訴訟	1次	65	14	0	0	14
07	3月28日	逆転開示		193	14	14	0	0
	4月27日	2次		1930	25	25	0	0
	11月16日	二次訴訟	3次	5339	140	113	1	26
08	4月18日	三次訴訟	4次	3482	130	121	0	9
	5月2日		5次	16263	584	429	11	144
	5月9日		6次	1071	1175	8	11	356
合 計				58343	2082	1510	23	549

部分開示のうち、企業名（企業名情報）や個人名なども不開示にしているものがありましたので、今回はそれらを争う必要が無いと判断して除いている。それ以外の、竹島問題、請求権問題などについて、外交上の理由なり、日本の国益ということを理由に外務省が不開示にしてきた文書が13ありました。

二次訴訟では、どういうことが争われたか

その13の不開示文書について、何故、開示しないのかを争ったのが二次訴訟で、その一審判決（原告側敗訴）を受けて、今回の控訴審となつたわけです。

国（外務省）のいう不開示理由

その1 外交上の理由

外交上の理由というのは、一つは北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との日朝交渉に関連して、韓国とは韓日会談で戦後処理は終わったけれども、北朝鮮に関しては未だ戦後処理は終わっていない。当然、北朝鮮政府は日韓会談の経緯をみて来るべき日朝交渉に臨んでくるに違いない。

そうなってくると、日本が有している情報については北朝鮮に知られたくない情報なので、それを隠しておかないと日朝会談の時に不利益になる、ということで、請求権に関する問題について隠した。

その2 竹島問題

竹島問題についても、現在、竹島問題は日韓の両国で争われており、それに関する情報を韓国側に開示したくないからという理由で不開示にしてきた。その結果、裁判所は原告側の主張を受け入れることなく、国（外務省）側の主張を全面的に認めたということになるのです。

外務大臣の「隠してもいい」という判断は、正しいかどうか？

情報公開法では、「行政機関の長（外務大臣）が、これは隠さなければいけない」ということであれば、隠してもいい」ということになっています。「この隠してもいい」という判断が、本当に良いのか悪いのかということを、一審で争うことになったのです。

裁判官には、不開示になったところに何が書いてあるか判らない？

一審ではどうなったかというと、裁判官には不開示になった部分に何が書いてあるか判らない、日本の情報公開法では、裁判官が実物を見るができるインカメラが制度化されていないので、具体的に判断出来ない。そうなると裁判所では、国（外務省）側が、国にとって不利益なことが書

かれていると判断したのであれば、そうなのだろうと判断して、国（外務省）側勝訴の判決が出されたのです。

「隠してもいい」という判断基準は、「一般的又は類型的に該当すれば良い」とは？

それを難しい言葉でいうと、「一般的又は類型的」に該当すればいいということですけれども、簡単に言うと、不開示になった情報が、国益を損なうようなことに関連する問題に該当する、そして該当すると言っても、どれぐらい該当すればよいのかといえば、「一般的又は類型的」に該当すればいいというものです。

原告側の立証に対する裁判所の判断

更に、裁判所は、「一般的又は類型的」に該当すると国が立証できれば、それを隠すこと自体、それが妥当なのか、合理性があるのか無いのかということについて、今度は、こちら側（原告）で立証しなければならないと判断して、裁判所は、国の不開示というのは相当だという判断がなされている。

結局のところ、こちらの方で不開示にすることの不合理性の立証がされていないので、結論として、これを不開示にしたことは妥当であるという判決内容だったのです。

目次 第1 原判決の誤り——総論 についての解説

これに対し、控訴審で、いやそれはおかしい、ということで控訴理由書を出したのです。目次1を見ていただくと、まず、先ほども言いましたように、原判決が間違っている、何が間違っているかという基本的なことを控訴理由書で書いております。

情報公開法=開示することが原則 裁判所の判断=不開示が原則で開示は例外

基本的には、情報公開法というのは公開することが原則で、公開することによって国益に反すると判断されれば、公開しなくても良いと書いてあるように見えるのですが、それはあくまでも国益に反することなので、これはどうしても隠さなければならないと国側が立証しなければならない。

一審の裁判所の判断は、原則不開示、例外開示というような判断になっているのですが、そうではない。情報公開法は原則開示、例外不開示になっている、ということであれば、例外であれば、本当は国側が立証しなければいけないのに、今回の裁判所の判断は、一般的、類型的に、まあ隠した方がいいんじゃないかという情報があります、と国側が言ってしまえば、あとは、それを本当に隠さなければいけないのかという事実を原告の方で立証しなければならない、まさしく、本来は被告の方で立証しなければいけない、国の根拠というものを、それを原告側に立証させているということ、（立証責任を転換しているということ）を、一番最初のところで痛烈に批判しています。

目次 第2 「一般的又は類型的」立証責任の誤り についての解説

そういう立証責任を転換しているような判断基準というのは誤りだ、ということについては、先ほどから何度も出ていますが、その前提となる、国はひとまず不開示にする情報が、国益に関するような「一般的又は類型的」な問題に該当する情報であればよいという、簡単な立証責任だけを国に負わせているというのは誤っているのだ、ということを、次の第2、のところ、22～35ページ、十数ページに亘って書いてあります。

ここに書いてあるように、不開示にしてよいかどうかの立証責任については、本来、被告・国側にあるのに、一審判決はそれを原告に転換しているのだ、ということについての誤りをここで指摘しているわけです。

国が「このような情報を黒塗りにしていいでしょうか、悪いでしょうか」というふうに不開示にした情報を出してくれれば一番有難いのですが、裁判の場では「情報そのものを出すことは出来ない」、これは裁判所も分かっている。けれども、このような情報だから出すことは出来ないということを裁判所に教えてくれないと、裁判所も判断のしようがないということ、裁判所が国側に対して「具体的にどういう情報なのか」と質問してくれたらいいのですが、一審の裁判所では、そのようなことはせずに、裁判所は国側に「一般的、類型的に隠してもいい内容の情報だということを一

応主張してくれれば、裁判所としてはよほど問題がないかぎり、その主張を認めますよ」というような判断内容だったのです。

だけれども、「一般的、類型的」に不開示にしたい情報であるとしても、実際は、請求権問題にしても、竹島問題にしても、開示されている情報が沢山ある。それらの情報と不開示なった情報とは具体的にどこが情報の内容として違うんですかという問題になる。

今日、これに関連して、法廷で東澤弁護士がおっしゃったことは、次の「目次 第3 原判決における誤った審査対象の限定と、るべき審査対象」に関する内容でした。

目次 第3 原判決における誤った審査対象の限定と、るべき審査対象 の解説

東澤弁護士もおっしゃったように、本来、外交文書というのは開示にするか、不開示にするかの判断においても、その時代、時代、その背景といったことを踏まえて、その時、その時で、開示にするか、不開示にするかを判断されるべきものだ。

そういうことになると、今回の判断というものは、具体的にしなければならないということになるのですけれども、一審の判決は具体的な判断を全然にやっていない、北朝鮮問題、竹島問題に関して、日韓会談文書というものは、それに該当する文書ばかりである。

けれども竹島問題や請求権問題でも、開示されている文書もある。一審の判決で言うように、一般的、類型的であれば隠していいといつてあれば、全部隠してもいいということですね。でも、実際は具体的に見ると、明らかにしているところと、隠しているところがある。では、明らかにしているところと隠しているところは、どう違うのだ、こここのところをきちんと検証しないと不開示にすることが相当であるかどうかの判断は出来ないということなのです。

3 韓国側での開示ならびに内容の推測可能性について

今回開示された文書の中に、韓国で開示された文書から、日本側で不開示にされた内容が判るというものがいくつかあるのです。そういったものについて、国側は、「韓国側で文書が開示されているからといって、それが日本の不開示部分が推測できるということで、日本側が開示することとは次元が違う、と言っている。何がどう次元が違うのか、よくわからない。

韓国で分かっているのだから、日本で隠しても仕方がないだろうというこちら側の意見を、全く切っているわけですね。それに対する反論を書いています。

4 日韓会談と日朝交渉との状況の相違について

一審判決で言われていることは、国側が主張した「日韓会談で話されたことには、日朝会談でも当然重要な議題になるから、それに関する日本側の重要な情報は北朝鮮に伏せておきたい、だからこれは開示出来ないのだ、と言ってきているのですけれども、日韓会談での議論と日朝会談での議論が、当然リンクするというのは分かりますけれども、もう50年近くも前の時代背景と、今とでは全然違うですから、それについて触れずに、日朝、日韓ということで開示、不開示にする、理由があるといっている、それは一体どういうことか。やはり、個々具体的に、日本政府にとって不利益になるということを、具体的に判断しなければいけないわけです。

5 「時の経過」が考慮されるべきこと

「時の経過」についても同じことです。そんな昔に話されたことが、今更、開示されたからと言って、これから日本と韓国政府の信頼関係で、竹島問題ということもこれからという問題としてあるかもしれないし、日朝交渉に関して、そんなに影響力があるのかということを批判して書いています。

目次 第4 本件各文書における不開示理由の非該当性 の解説

一審判決では、13の文書について不開示にして良いと言ったけれども、それは違うと具体的に反論しています。その中で文書13というのは、竹島問題に関する文書で、これは全部不開示、文書がどんな内容なのか、という説明が国側から出されているだけで、どんなことが書かれているか

全く分かりません。

国側から出されている説明は、竹島問題に関する当時の文献を含めたタイトルと、そこに何が書かれているかということを外務省の役人がまとめた内部文書、あと、竹島問題に関する交渉の等の経過を時系列表にまとめたものだという説明です。

こちら側は、全部不開示とは何事だと、いろんな反論を書いたのですが、今回、一審の判決が出たあとなのですが、現在、三次訴訟で争っている文書の中から、これに関連する文書が見付かったのです。

三次訴訟で争っている文書の中から見付かった竹島に関連する文書とは？

日韓会談の中で、ことある毎にこういうことが話されていましたという、まとめの報告書を作るのですけれども、完全に日韓会談が終わったあとで作成された文書だと思うのですが、日韓会談ではこういうことがありました、というような「総説」という文書があるのですね。

これは何千ページにも亘る文書なのですが、竹島問題について日韓会談を振り返った部分がありまして、その中で、竹島問題に関して外務省は、こういう文書を集めましたというふうに書かれているところがあるのですね。そこに誰々先生が書いた本を集めましたということが書かれている。

これは二次訴訟の中には無かった文書ですから、一審の判決の中で裁判所は、このように全部隠すこととは相当だと言っているけれども、隠している文書の内容はここに出ているのだが、これは何事かと。

国はこう言っているのですね。「竹島問題は今でも日韓の間で問題になっている領土の領有権の問題だ。そういう領有権の問題について、全部開示することは出来ない。韓国政府に、日本はこういうことを考えているということが分かれば、それに対する対策を練ってくる危険性があると。一審の裁判所はそれを真に受けて、やはり竹島に関するものは、全部隠す必要があるだろうと判断した。しかし、一方で、全部不開示であるにも関わらず、そういうことを言っている国が、一方で開示した文書があり、その中で、竹島に関してこういう文献が出ましたというような文書があるのですね。これを今回、こちら側から新しく提示しました。

これに関して国の方から、みなさんの手元にある答弁書、これはたった3ページですが、その2ページ2段目に回答を出してきております。

原告側が新しく提示した文書に対する 国（外務省）側の答弁

また、本件文書の文献資料リストに記載された各公刊物の具体的な内容と、文書910（甲第30号証）に記載された各文献の具体的な内容とは、必ずしも一致するものではなく、両文書は文献数、記述形式とも異なっている。

原審でも述べたとおり、本件文書13の文献リストに記載された各文献には、「竹島の領有権問題」を解決する方策の一環として、当時の外務省が、どのような諸問題が発生し得るか、それらの問題を解決するためにどのような方策等が考えられるかを検討するための資料として収集した文献資料が含まれている。

原告側は、80ページもの控訴理由書を出しているのに、

何故、国（外務省）の答弁書は3ページなのか？

こちら側が80ページもの控訴理由書を出しているのに、何故、国からは3ページだけなのか、というふうにみなさん非常に驚かれたと思うのですが、一審の判決で国側は勝っています。

先ほども説明しましたように、控訴審というのは、一審の記録を見て、もう一度裁判をし直すところですので、基本的に一審で国が勝ったということは、それを高裁が一審の判決を切替えて判断すると言うことは、まず、有り得ない。

こちら側が80ページ近い控訴理由書を出しても、そんなものは負け犬の遠吠えだ、そんなものは聞き流していればいいのだ、ということで、いわゆる三くだり半の答弁書を書いてくることが多いのですが、今回は三くだり半ではなく、こちら側が新しく提示した文書に関しては反論しておかなければならぬだろうと考えて、答えにならない反論で答え、3ページになっています。

以上

2010年6月23日

直ちに審査会への諮問をおこなってください

外務大臣 岡田克也 殿

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表・異議申立人総代 吉澤文寿

2008年6月10日、不開示決定処分への異議申立を吉澤文寿外432名でおこないました。

これに対して、同年7月7日、外務大臣から異議申立人の同意書などの提出を求められ、求める会では補正命令に従って日本在住者は勿論のこと、韓国へも出向き、韓国在住申立人らの協力を得て同意書をもらい、8月29日に提出しました。

その後も、繰り返し異議申立手続の開始を求め、2009年7月28日、再度の申入れをおこなったにもかかわらず、11ヶ月を経た今日に至るまで、何らの返答もなく、放置されたままでです。

韓国原告の崔鳳泰弁護士が2010年5月12日の控訴審で陳述したように、「本訴訟は日本で進行中の情報公開であっても、原告らが日本国籍だけでなく、韓国国籍を有した人たちをも含まれていることからすれば、国際訴訟であります」との見解からすれば、このように放置された状況は、国際的な信義に反するものと考えます。

外務大臣は、直ちに、審査会への諮問をおこなってください。

〒259-1114 神奈川県伊勢原市 高森3-4-22 高梨荘 202

日韓会談文書・全面公開を求める会 事務局（小竹）

0463-95-4662

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	全面開示請求	
06	4月25日	開示請求	
	5月25日	特例適用通知	
	8月17日	1次部分開示(65頁)	
	10月2日	審査会(有識者)へ異議申立	一次訴訟
	12月18日		東京地裁へ提訴
07	3月6日		第1回口頭弁論
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)	
	4月27日		2次開示(1533頁)
	5月8日		第2回口頭弁論
	7月10日		第3回口頭弁論
	9月25日		第4回口頭弁論
	11月16日		二次訴訟(不開示理由)
	11月26日		3次開示(5340頁)
	12月26日		第5回口頭弁論
		原告:勝訴(開示期間)	
			↓
08	1月8日		国:東京高裁へ控訴
	1月26日		
	4月18日		三次訴訟(不開示理由)
	4月23日	控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴
	5月2日		
	5月9日		
	5月28日	第2回口頭弁論	
		原告:取下げを提示	
	6月3日	国:取下げ同意で終了	
	6月10日		
	7月1日		第1回口頭弁論
	7月7日		
	8月29日		
	9月9日		第2回口頭弁論
	10月14日		東京地裁へ提訴
	11月25日		第3回口頭弁論
	12月17日		第1回口頭弁論
09	2月17日		第4回口頭弁論
	2月19日		
	2月26日		第2回口頭弁論
	3月4日		国(外務省):第2次補正命令
	4月6日		原告:回答及び申入書提出
	4月15日		第5回口頭弁論
	5月26日		第3回口頭弁論
	6月9日		国(外務省):第3次補正命令
	7月8日		原告:回答及び申入書再提出
	7月28日		
	9月1日		第4回口頭弁論
	10月21日		第7回口頭弁論(結審)
	12月8日		第5回口頭弁論
	12月16日		原告・敗訴
			↓
	12月25日		東京高裁へ控訴
	2月23日		
	4月21日		第6回口頭弁論
	5月12日		第7回口頭弁論
	6月23日		控訴審 判決
	6月30日		第8回口頭弁論
	9月8日		第9回口頭弁論

6月2日

新開日暮

6月19日

岡田克也外相は18日、外交文書の公開を促進するため、作成後30年が経過したもののが未公開の文書約2万2千冊について、年間6千～7千冊のペースで今後3、4年かけてすべてを公開する方針を示した。その後は作成から30年が過ぎた時点でも文書を順次公開していく。また、1960年の日米安全保障条約改定と72年の沖縄返還の交渉記録38冊の公開を決めた。近く外交史料館に保管し、公開する予定だ。

内閣が管理共有 国の訴訟情報を

仙谷氏、各大臣に要請
仙谷由人国家戦略相は1日
の閣僚懇談会で、国が抱える
訴訟については社会的な影響
や判决日程などを調べて報告
するよう各大臣に要請した。
5月31日に控訴を決めたアス
ペスト（石綿）訴訟で、国が
責任を認めた判决の対応を決
める時間が不足した反省など

から、内閣で訴訟の情報を共有し、管理する考えだ。仙谷氏が1日の閣議後会見で明らかにした。弁護士でもある仙谷氏は「政府相手の訴訟が1万8千件ぐらいある。その中で政治的、社会的な対応が必要な訴訟があるのか、(訴訟の)進行管理が大臣官房でどのようにになっているのか調べ、官房長官に報告いただきたいとお願いしたこと述べ、国の訴訟に対応する対応に改善が必要との認識を示した。

三次訴訟 第8回 口頭弁論

6月30日(水)10:30~

東京地方裁判所 522 号法廷（霞ヶ関駅 A1 出口）

報告集会 10:30~12:30

弁護士会館 1002号室（霞ヶ関駅B1a出口）

三次訴訟の進行状況 (2010年4月21日現在)

	不開示の理由	文書数	国(外務省)側主張の準備書面	原告 反論の準備書面
1	韓国あるいは北朝鮮との間の、交渉上不利益になる	259	10/4/21 準備書面 (6) 証拠説明書 (7) 10/2/23 準備書面 (5)	10/4/21 準備書面 (5) 証拠説明書 (5)
2	韓国との信頼関係が無くなる	109	09/12/8 準備書面 (4) (証拠説明書) (5)	09/12/ 準備書面 (3) 準備書面 (4) 証拠説明書 (4)
3	竹島問題	48	09/9/1 準備書面 (3)	09/7/3 準備書面 (2)
4	犯罪の予防に関連するもの	11		
5	海上保安庁の警備体制(竹島、李ライン周辺での拿捕)	2	09/5/26 準備書面 (2) 09/3/4 準備書面 (1)	09/5/26 準備書面 (1) 総論
6	他国との信頼関係、国の安全、公共の安全・秩序維持	3		
7	個人情報、外交事務の適正な遂行	4		
8	個人情報、他国との信頼関係	2		